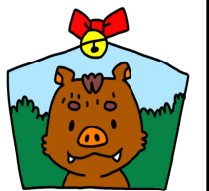


# 建交労群馬本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部  
 〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)  
 群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007  
 FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

**新年あけましておめでと〜うございませす**  
**参議院選・県知事選・統一地方選勝利で**



**労働者・国民のための政治をとりもどそう**



全国大会で鏡開きを行う藤嶋委員長（右端）

組合員のみなさん、あけましておめでと〜うございませす。

新年早々ですが、私たちが抱えている大きな問題について書きます。それは、「人手不足なのになぜ賃金が上がらないのか」ということです。これは2019春闘での根本的な課題でもあります。

人手不足は大企業より中小企業の方がより深刻です。だれもが賃金の高い大企業の方に就職したいと思うからです。この賃金に関する企業間格差、産業間格差を放置したまま、昨年末、外国人労働者の受け入れを拡大する法律が強行成立されました。この法律の一番のねらいは、人手不足になっている「安い労働力」を補うために、外国人労働者の受け入れを拡大したのです。

つまり、「人手不足なのになぜ賃金が上がらないのか」という問題はそのままになったということです。さらに、正規労働者、非正規労働者、外国人労働者という階層ができ、組織化がさらに複雑化することになります。

そして、今年は消費税率が10%に上がる年でもあります。賃金が上がらないなかでの増税です。同時に、昔から軍拡と増税は一体だと言われてきました。防衛費の増加と消費税の増税は、名称は違いますが、どうしても別のこととして捉えることができません。

しかし、幸いなことに今年は参議院議員選挙の年であり、知事選、統一地方選挙の年でもあります。私たちの要求には、政治的、政策的転換を必要とするものが多くあります。株主配当を重視するのか、従業員の賃上げを重視するのかは、一見個別企業内の問題のように見えますが、実は株主重視政策とのたたかいであり政治課題です。

「ぼーっと生きてんじやねえよ」は、昨年の流行語大賞にノミネートされた言葉です。この言葉をこの一年肝に銘じようと思っています。ともに頑張りましょう。

建交労群馬県本部委員長 藤嶋 研

## 確定申告



建築・ダンプ支部の組合員にとって頭の痛い、確定申告の時期がやってきました。組合では毎年この時期に県本部事務所において、下表のように毎週日曜日に税金相談会を実施

しています。「確定申告は大変」「税務署は苦手」という人は組合の税金相談会に参加してみたいはいかがですか? 「組合の税金相談会は安心・簡単・早い」と大好評です。毎年、相談会への参加者は増えています。

### 【必要書類を持ってお越しください】

- ① 昨年の確定申告書の控え（無くてもできるが、あると作成がスムーズに）
- ② 売上・経費のわかるもの（同封した組合の自主計算書等で

日	時	会場
2月10日(日)	午前9:00 ~ 正午まで	建交労群馬 県本部事務所 〒371-0023 前橋市本町 3-11-12
2月17日(日)		
2月24日(日)		
3月3日(日)		

## 税金相談は組合へ

集計してあると作成が早い)

- ③ 国民健康保険料の支払額。分からない場合は事前委市役所へ問い合わせ。
- ④ 国民年金の支払い証明書（無いと控除できない）
- ⑤ パート所得のある配偶者は源泉徴収票
- ⑥ 生命保険料、介護保険料、地震保険の控除証明書
- ⑦ 住宅ローン控除（2年目以降は銀行の残高証明書だけで良いが、初回の場合は請負契約書、不動産登記簿謄本、住民票の写しが必要）

あなたの周りに確定申告で悩んで知る人はいませんか? 気軽に組合の税金相談会にさそって参加してください。

**安易な申告は非常に危険! きちんとした申告で税務対策を!**

売上が900万円台で申告している人に税務調査が多く発生しています。理由は消費税が絡んでくるからです。

売上が1000万円を超えると消費税の納税義務が発生します。そのため、消費税を払いたくないので売上を操作して1000万円未満にするのです。税務署もこの辺りは熟知しています。

税務署は「意図的に消費税の納税義務を免れようとしているのでは? 」と疑って来るのです。悪質と判断されると税務調査は最長7年までさかのぼって、重加算税は35%!

2018年分(平成30年) 自主計算書(所得税申告者用)

2018年1月1日～2018年12月31日

建交労群馬県本部

自主申告宣言 私は納税者として、憲法、法律の定めにより、自らの計算及び判断に基づき、所得、税額を申告することを宣言します。	氏名	Ⓜ	支部名
	住所		電話番号

※売上は、実際その月に働いた出来高を消費税込みで記入します。(その月の入金額ではありません)

① 売上		② 仕入	
1月分		1月分	
2月分		2月分	
3月分		3月分	
4月分		4月分	
5月分		5月分	
6月分		6月分	
7月分		7月分	
8月分		8月分	
9月分		9月分	
10月分		10月分	
11月分		11月分	
12月分		12月分	
(小計)	0	前年ストック +	
		年初ストック -	
雑収入		合計	0
合計	0		

経費	金額	説明
1 車両関係費		表面「車両関係費の合計額」
2 消耗品費		シート 軍手 作業服 安全靴 ヘルメット 伝票・ボールペン等の事務用品など
3 備品費		修理用具、パソコン プリンター 携帯電話 FAX機などの10万円未満のもの
4 交通費		通勤や集金、得意先回りのための乗用車のガソリン代など
5 通信費		固定電話や携帯電話の料金、パソコン・スマホの通信費、郵送料(切手代)など
6 接待交際費		仕事関係者への接待や飲食、お中元やお歳暮など、冠婚葬祭費用、商品券など
7 地代家賃		事務所部分の家賃
8 水道光熱費		〃 の水道光熱費
9 給料、賃金		従業員やアルバイトへの支払い賃金
10 福利厚生費		従業員の労働保険料、社会保険料(事業主負担分)、夜食代、慰安旅行費用など
11 公租公課		組合費(特別組合費)、個人事業税、昨年支払った消費税、印紙代など
12 支払手数料		会社や親方などへの支払手数料
13 利子、割引料		事業用の借入金の利子、手形割引料
14 事故関係費		事故の賠償で自己負担した修理代やお見舞金や品代、示談金など
15 雑費		新聞代、道路使用許可、産廃許可申請料、各種証明料など
16 減価償却費		表面トの合計
17 貸倒金		取引先倒産による不払い金、焦げ付き債権など回収不能のもの
18 残土処分代		
19 研修費等		産廃の講習、重機の講習、免許取得費(更新料)など
20 除却損		ダンプなどを廃車したときの赤字分
21 外注費		
合計	0	

① 売上及び雑収入	0	② 仕入	0
円		円	

※親方の場合は自車ダンプの売上げと、代車手数料(雑収入)を「売上」らんに計上します。

③ 差益金額	0
①-②	円

④ 経費	0
円	

⑤ 所得金額	0
③-④	円

# 第29回なくせじん肺キャラバン 群馬労働局につづき群馬県へも要請 36協定の指導徹底・アスベスト対策など



群馬県からは産業経済部、県土整備部、環境森林部、健康福祉部から11名が出席しました。

トンネルじん肺根絶に関しては「承知はしているが他県の状況をみて」、医師育成と病院の開拓では、受入側の労災病院の都合でなかなか派遣ができない、1月末に労災職業病から専門医を招いての研修会があり、現在県内の医師に参加募集しているとの回答でした。

アスベスト対策では、今後患者の急増が確実と言われているにもかかわらず、対策が後退しており、アスベスト対策室の再度立ち上げ、法令遵守されているかの発注現場への抜き打ち検査等を要請しました。アスベスト使用建物の解体費用補助については、今後市町村と連携して拡大していきたい、昨年からの監督署とともにパトロールを始めたとの回答がありました。



ンネル工事では、組合によるトンネル視察の受け入れと、受注者対しては8時間労働を徹底するよう求めました。

1時間という限られた中での要請なので、今後は時間を増やすか、要請回数を増やすかといった考えます。終了後は戦争法廃止のデモに参加し、その後懇親会を行いました。



群馬県に先立って10月1日に行われた群馬労働局キャラバンは、県本部2名、組合員3名、群馬県労働組合会議と自治体一般から応援を得て11名で実施しました。局からは監督課、補償課、健康安全課、雇用環境・均等室から5名が対応しました。

提言、健康管理手帳、ワケチン、救済法については本省へ伝えるとし、アスベストハザードマップは「県との意思形成・合意ができればだが、難しいと考える」との回答でした。全国一斉パトロールは「昨年10～11月に県と監督署11名が、県に提出されている情報により、再資源化施設や運搬について適切に行われているか、安衛法や防止規則の確認を行い、今後も継続していく」とのことでした。

暮れも押し迫った先月19日、群馬県本部は県内在住の組合員、中央本部、栃木県本部、労職首都圏担当、群馬県労働組合会議、自治体一般労働組合の応援を得て、じん肺をはじめとする労災職業病の根絶、アスベスト対策、受注者への36協定の指導徹底、労災職業病に精通した医師の育成と病院の開拓等、6項目の要請を行いました。

組合側からは組合員含む13名、